

平成 26 年 11 月 14 日

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 2 項の規定に基づく「事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の成案公表について

消費者庁は、本日、改正後の不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 2 項の規定に基づく「事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の成案を公表します。

1 指針の策定について

平成 26 年 6 月、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）が成立・公布され、平成 26 年 12 月 1 日に施行されます。

同法により改正された不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「改正後の景品表示法」といいます。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、事業者は、不当表示等を未然に防止するため、景品類の提供及び表示の管理上の措置を講じることが義務付けられます。

そして、内閣総理大臣は、同条第 2 項の規定に基づき、上記の措置に関して適切かつ有効な実施を図るために指針を定めることとされています。

また、指針を定めるに当たって、内閣総理大臣は、同条第 3 項の規定に基づき、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会（事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会を総称して以下「事業所管大臣等」といいます。）と協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならないこととされています。

2 パブリックコメント手続について

消費者庁は、平成 26 年 8 月 8 日、「事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（案）」を作成・公表し、広く一般の御意見を求めるため、パブリックコメント手続を行いました（意見提出の締切日は平成 26 年 9 月 16 日）。

その結果、別紙 1 のとおり、201 件の意見が寄せられました。

3 成案の公表について

パブリックコメント手続で寄せられた意見、改正後の景品表示法第 7 条第 3 項の規定に基づく事業所管大臣等との協議及び消費者委員会からの意見聴取（平成 26 年 10 月 14 日）を踏まえ、同条第 2 項の規定に基づき「事業者

が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（以下「本指針」といいます。）の成案を定め、本日、別紙2のとおり公表します。

消費者庁としては、引き続き、不当表示等の問題がみられた場合には厳正に対処するとともに、本指針のもとに、各事業者が改正後の景品表示法第7条第1項に規定する措置を講じることができるように、様々な機会を捉えて本指針の周知等を行う予定です。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課

担当者：後藤（敏）、村松、関口

電話：03-3507-8800（代表）

（内線2360、2524、2379）